

○山武市自主防災組織等活動促進事業補助金交付要綱

平成24年8月29日告示第103号

改正

平成26年3月19日告示第35号

平成31年3月28日告示第29号

令和元年8月19日告示第22号

令和3年8月31日告示第144号

山武市自主防災組織等活動促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定による自主防災組織の育成を図るため、防災訓練等の活動を行う組織に対し、山武市補助金等交付規則（平成18年山武市規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第1条の2 この要綱において自主防災組織等とは、自治会等を単位として設立された自主防災組織であって市長が認めたもの、山武市防災士協会（以下「防災士協会」という。）及び避難所運営委員会をいう。

(補助の対象組織)

第2条 補助金の交付を受けることができる組織は、前条に定める自主防災組織等とする。

(委託)

第3条 自主防災組織等は、市に委託に関する書面を提出することにより、他のものに、申請その他補助金に関する事務を委託することができる。

(補助金の対象となる活動)

第4条 補助金の対象となる活動は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織 防災訓練、啓発及び教育に伴う活動
- (2) 防災士協会 自らの能力向上のための防災に関する訓練、勉強会及び調査研究、住民に対する防災に関する教育、訓練及び講話並びに防災士協会の運営に関する活動
- (3) 避難所運営委員会 避難所運営に関する訓練、会議、研修及び災害時の避難所の開設、運営に関する活動

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する活動で、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額を限度とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の規定により補助金の交付を申請しようとする自主防災組織等

の代表者は、山武市自主防災組織等活動促進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1） 活動計画書
 - （2） 収支予算書
 - （3） その他市長が必要と認めるもの
- （交付の決定）

第7条 市長は、規則第4条の規定により補助金の交付を決定したときは、山武市自主防災組織等活動促進事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

（実績報告書）

第8条 規則第13条の規定により実績報告をしようとする補助事業者は、山武市自主防災組織等活動促進事業補助金実績報告書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1） 事業報告書
 - （2） 収支決算書
 - （3） 領収書の写し
 - （4） 活動の状況を示す写真
 - （5） その他市長が必要と認める書類
- （額の確定）

第9条 規則第15条の規定による補助金の額の確定は、山武市自主防災組織等活動促進事業補助金額の確定通知書（別記第4号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第10条 規則第16条の規定により補助金の交付を請求しようとする補助事業者は、山武市自主防災組織等活動促進事業補助金交付請求書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第11条 規則第17条の規定により概算払による補助金の交付を請求しようとする補助事業者は、山武市自主防災組織等活動促進事業補助金概算払請求書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成26年 3 月19日告示第35号）

この告示は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月28日告示第29号）

この告示は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 8 月19日告示第22号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第 5 条関係）

補助金の額

対象組織		補助金額
自主防災組 織	249 世 帯 以下	30, 000円
	250～499 世帯	50, 000円
	500 世 帯 以上	70, 000円
防災士協会		200, 000円
避難所運営委員会		30, 000円